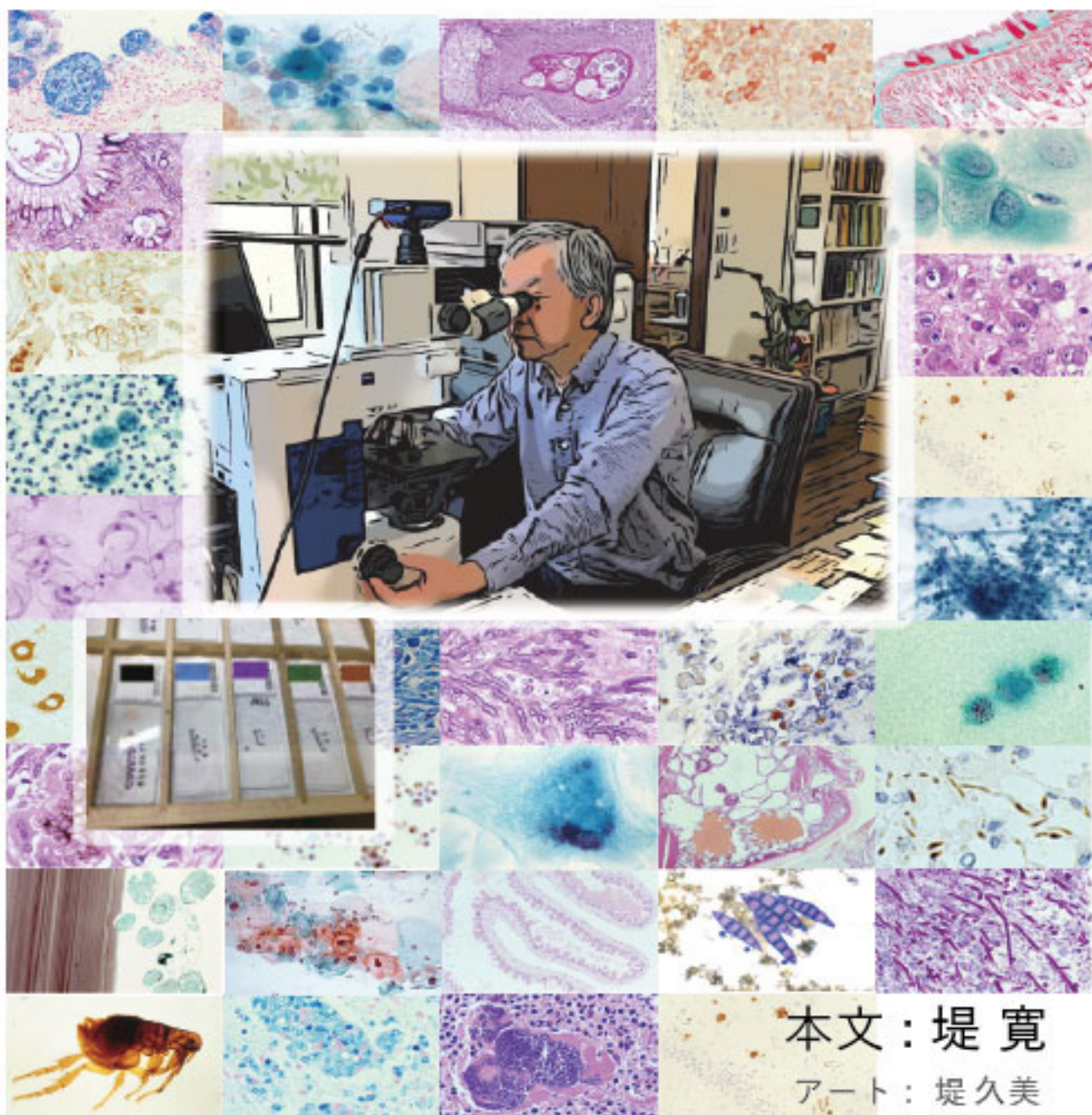


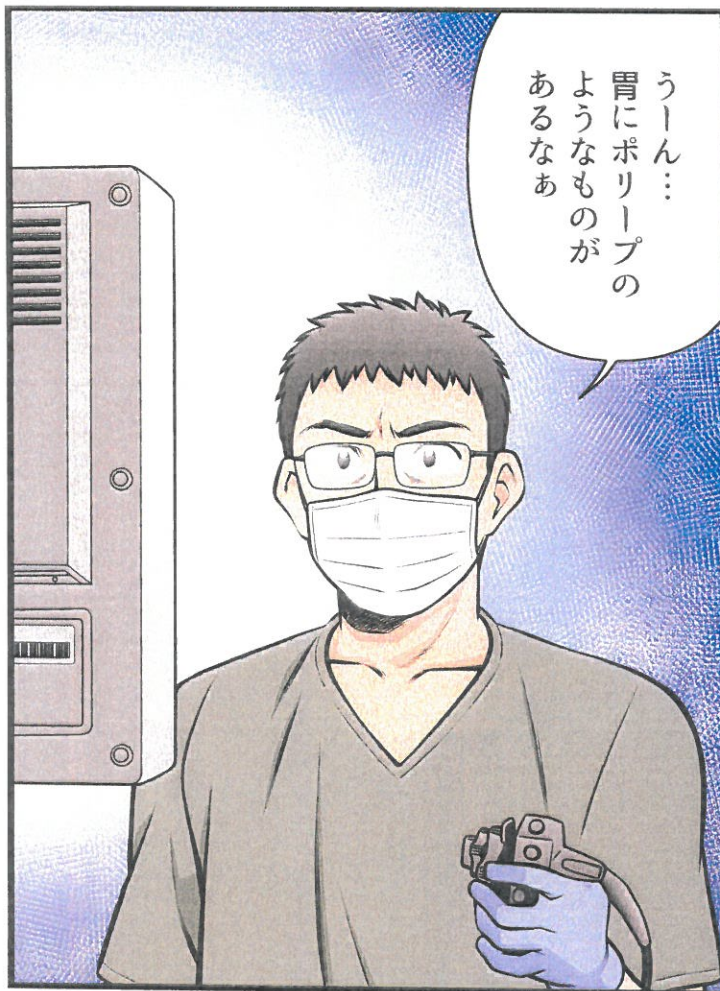
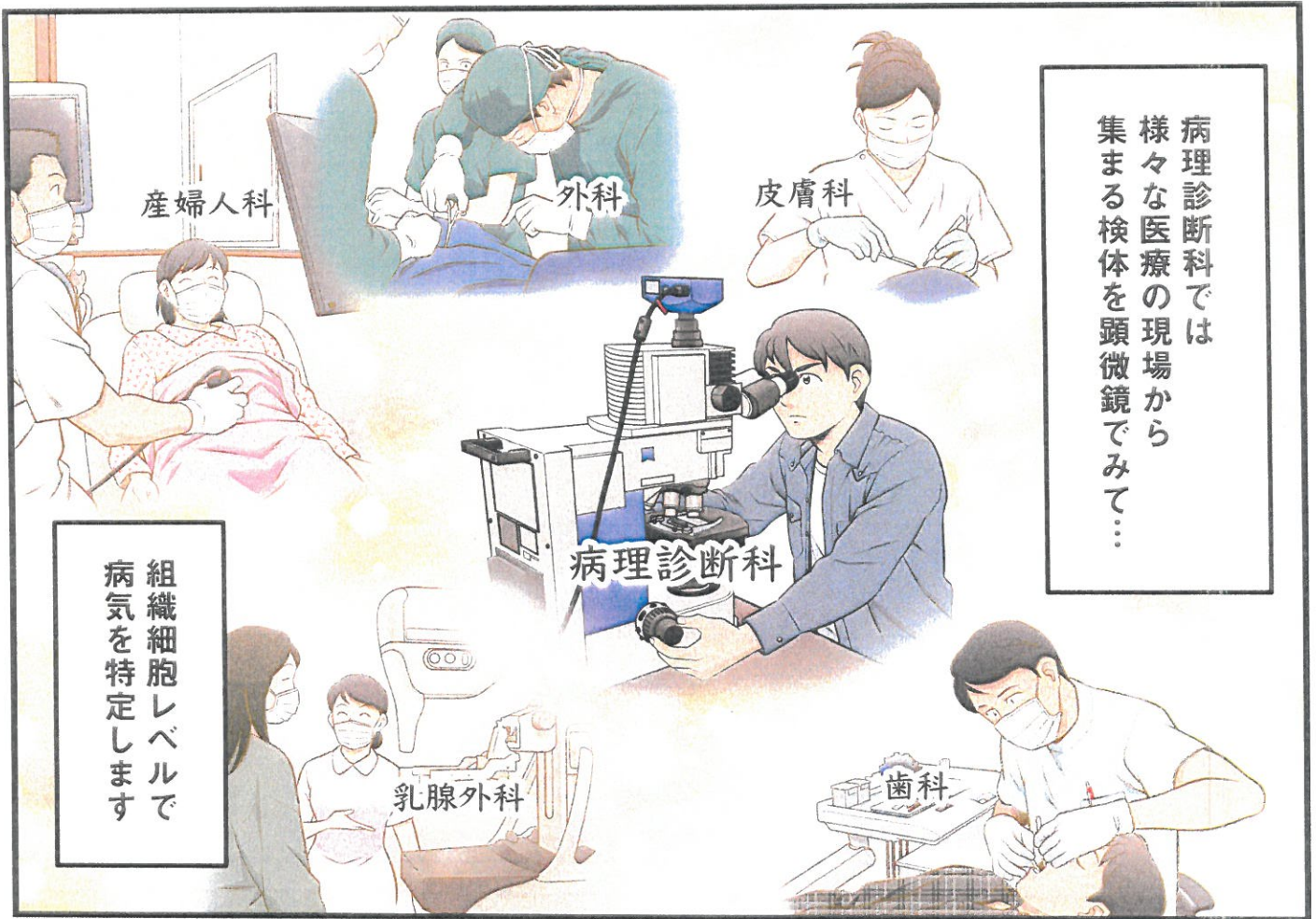
病理医の孤高な闘い

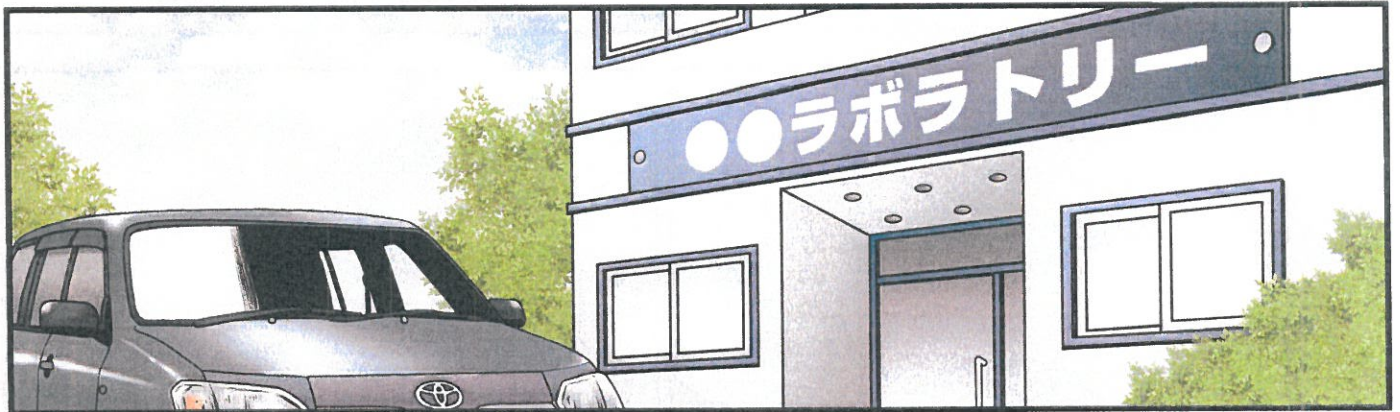
病理診断科をノーマライズしよう!!

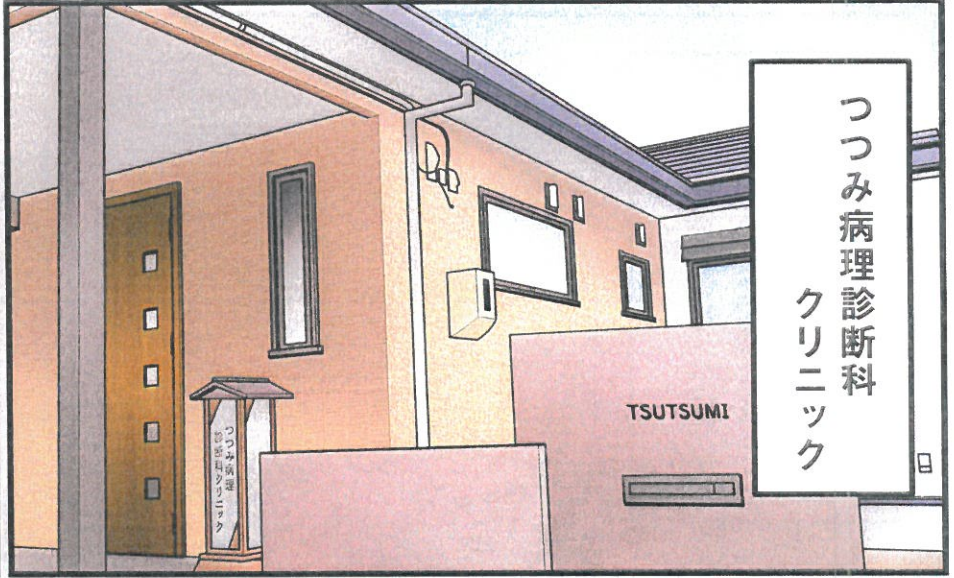
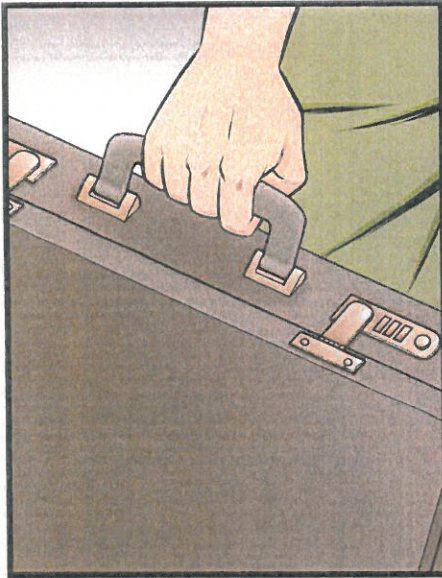


本文：堤 寛

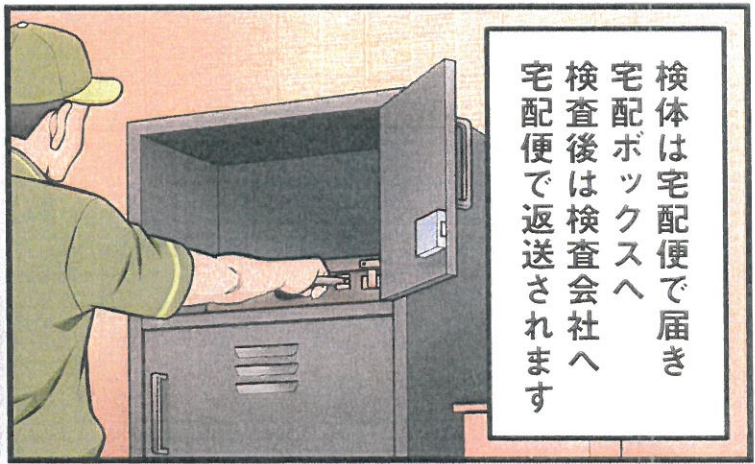
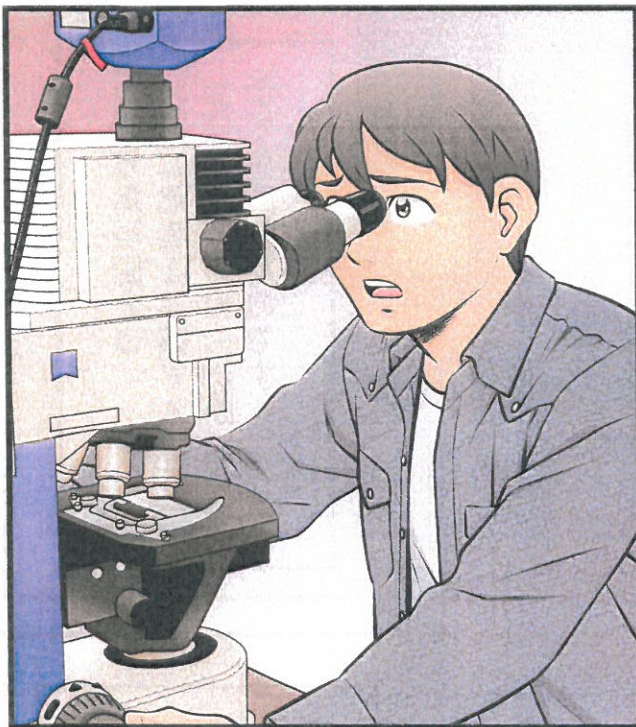
アート：堤久美



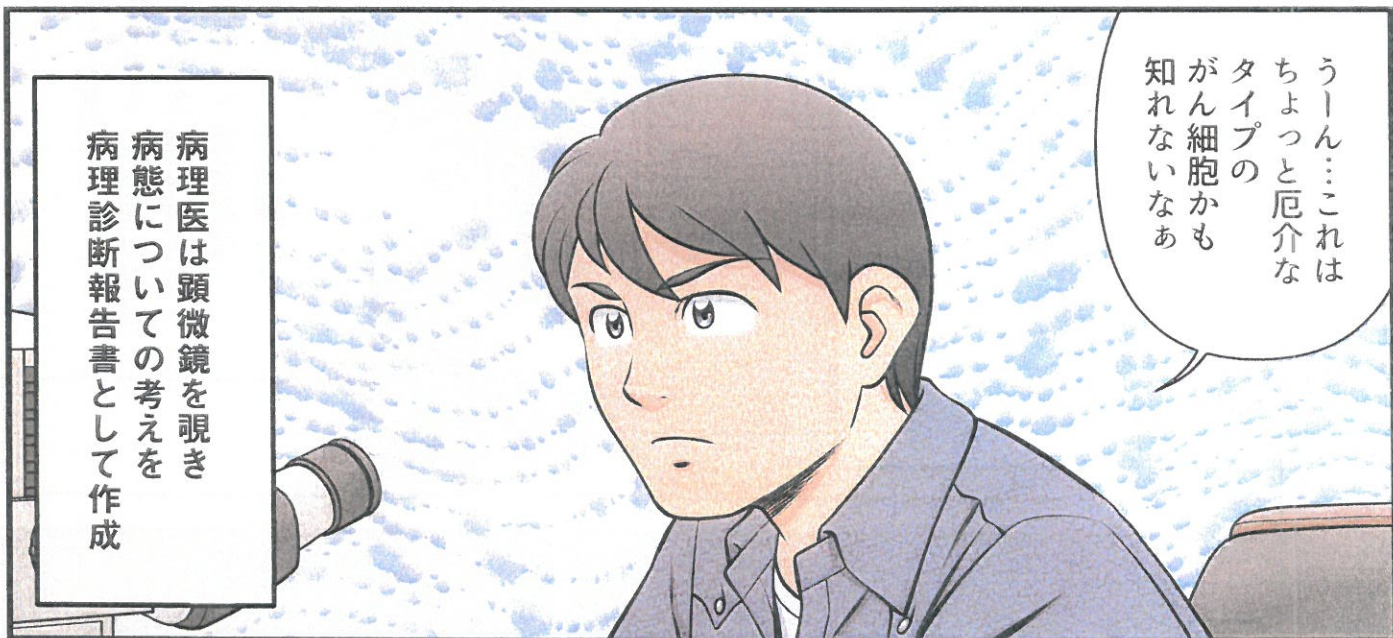




つつみ病理診断科
クリニック

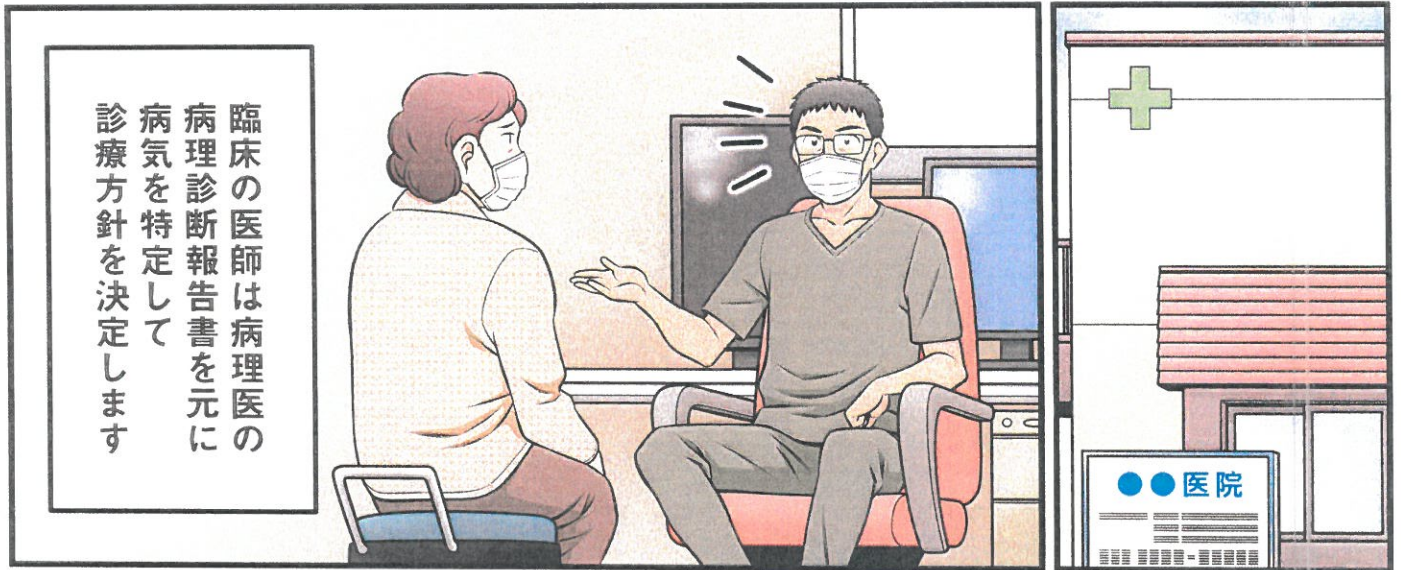


検体は宅配便で届き
宅配ボックスへ
検査後は検査会社へ
宅配便で返送されます

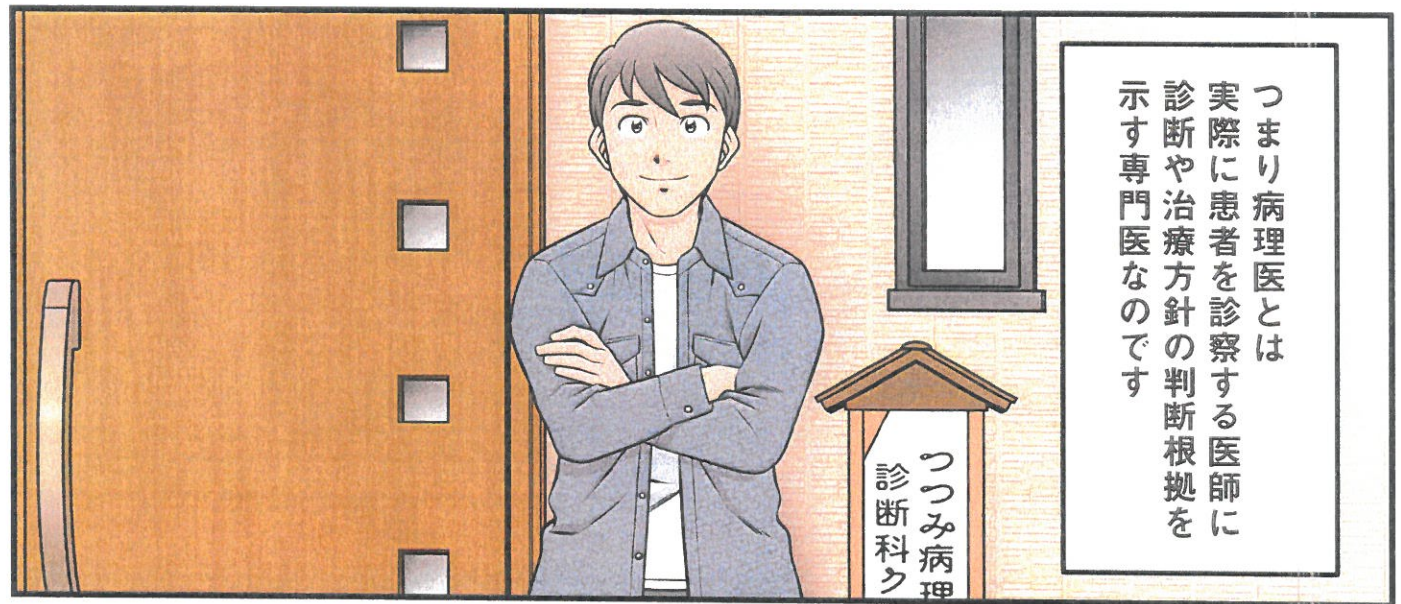


うーん…これは
ちよっと厄介な
タイプの
がん細胞かも
知れないなあ

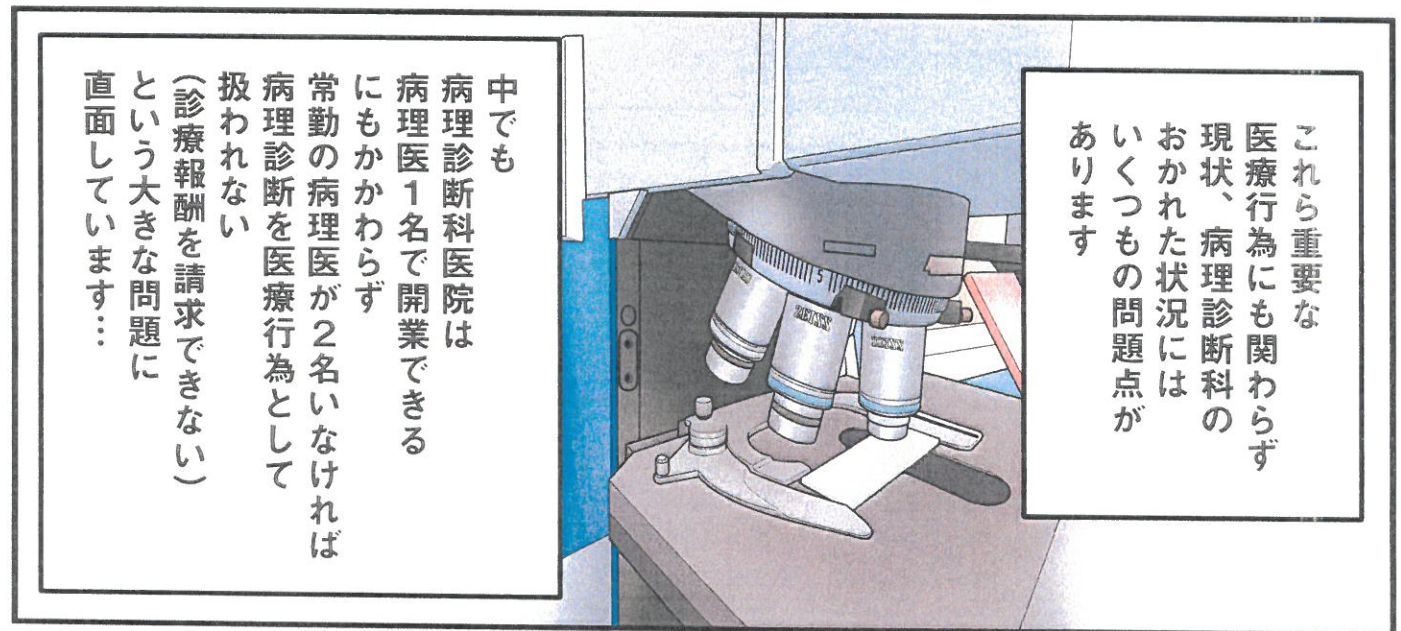
病理医は顕微鏡を覗き
病態についての考えを
病理診断報告書として作成



臨床の医師は病理医の
病理診断報告書を元に
病気を特定して
診療方針を決定します



つまり病理医とは
実際に患者を診察する医師に
診断や治療方針の判断根拠を
示す専門医なのです

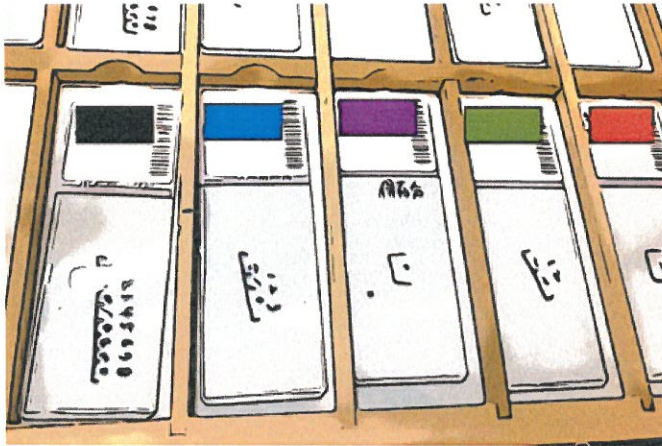


これら重要な
医療行為にも関わらず
現状、病理診断科の
おかれた状況には
いくつもの問題点が
あります

中でも
病理診断科医院は
病理医1名で開業できる
にもかかわらず
常勤の病理医が2名いなければ
病理診断を医療行為として
扱われない
(診療報酬を請求できない)
という大きな問題に
直面しています…

詳しくみていきましょう

病理医診断って、なあに？



ガラス標本



顕微鏡

- 患者が病院にゆき、病気を診てもらおうとき、治療のために適切な診断が必要になります。主治医が患者に最終的な診断を伝える際に、**病理医が行う「病理診断」が重要な役割を果たします。**
- 病理診断とは、患者の体から組織や細胞をとって、顕微鏡用のガラス標本をつくり、その標本を**病理医が顕微鏡**で観察して病態をよくみること**病理診断**で、**病理診断を専門とする医師が病理医**です。
- 病理診断は、臨床科の医師(主治医)に報告され、治療に生かされます。つまり、**病理医は、すべての臨床の向こう側で顕微鏡を覗いて病理診断をしているのです。**
- 病理診断は、医師免許が必要な"医行為"です。**

2020年(令和2年)3月3日

日本病理学会は厚生労働副大臣あてに要望書を届けました!

「病理診断」は「医行為」であり、衛生検査所において病理診断が行われることは許容されないものとする。

「全ての病理診断が医療法に定める医療提供施設においてのみ行われるよう、厚生労働省より関係諸機関に対してあらためて周知を徹底していただけますよう要望します。」というものでした。

2021年(令和3年)4月

日本病理学会は国民のためのよりよい病理診断に向けた行動指針2021を発表しました。

「すべての病理診断を医療機関で行う」を確実に推進するなかで、「**病理診断科診療所の施設要件の見直し**」を挙げました!

ひとり病理医による病理診断科診療所開設の場合には、病理診断科を標ぼうする医療機関との連携を条件として認めることを要望してくれたのです!!



いまこそ、病理医1名の診療所は孤高な闘いに挑む!

診療所は医療法に定める医療提供施設です!

病理医1名の診療所が医療機関間連携で病理診断の受け手になれたとき

「病理診断科診療所はようやく一人前の医療機関になれた!」と言えましょう。

一日も早く、病理医1名の病理診断科診療所で、医療機関間連携として

「病理診断」を行えるようになってほしいものです。

患者さんに顔の見える病理医を目指したい!

病理医1名でも開業できる。(医療法)

だから、病理医1名で病理診断科診療所を開業した。

しかし・・・現在は、病理医が2人いないと保険請求の要件に合致しないので病理診断の保険請求ができない状況なのです。(健康保険法・・・診療報酬告示による)

病理医1名しかいない診療所では衛生検査所からの依頼される病理診断報告書を作成することはできるが、病理診断報告書は医行為「病理診断」として扱われていない。

これでは病理診断科診療所として医療提供しているとは言えないよなあ・・・

Q質問

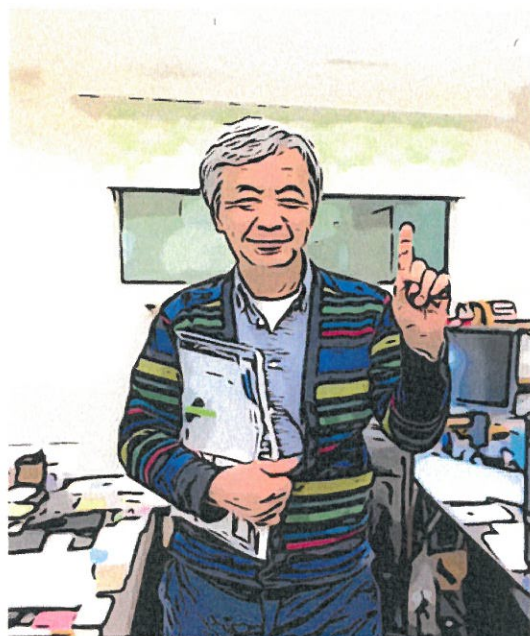
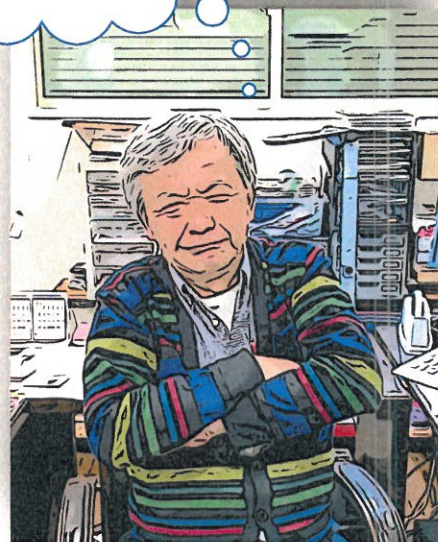
どうして??病理医1名では、医療機関間連携で「病理診断」を担えないのですか?

A答え

今の医療保険制度では、医療機関連携で病理診断をしようとする、依頼先の医療機関に「常勤の病理医が2名以上」いないと診療報酬の請求ができないことになっています。

このため、1人でやっているつつみ病理診断クリニックでは医療機関間連携の病理診断の受け手を担えないのです。

悩むなあ



♡私のお願ひ♡

あのお…この基準を変更して
いただけないでしょうか???

それでは、現在、病理医のいない医療機関の病理診断はどのように行われているの??



- ① 病理医がいない医療機関は、衛生検査所に標本作成と病理検査を依頼します。
- ② 次に、衛生検査所は、**病理医**に病理診断報告書の作成を依頼します。
- ③ 病理医は顕微鏡で病態を見て病理診断報告書を作成します。
- ④ 病理診断報告書を受け取った検査会社はそれを病理検査を出した医療機関に届けます。

☺この場合、この病理診断報告書は、病理診断書ではない、とされています。

☹ここで、ちょっとボヤキたい…

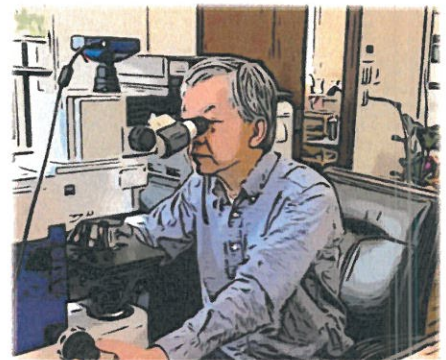
☹**病理診断書と病理診断報告書はいったいどこが違うのでしょうか。**衛生検査所を経由するだけで中身は同じです。でも患者さんにとっては大違い!なんだけどなあ。

☹医療機関になっても、1名病理医では医行為として病理診断を行えないとはなあ…病理医1名は半人前なのか? ガツカリだ!

☺**病理医は、doctor of doctors だ!**

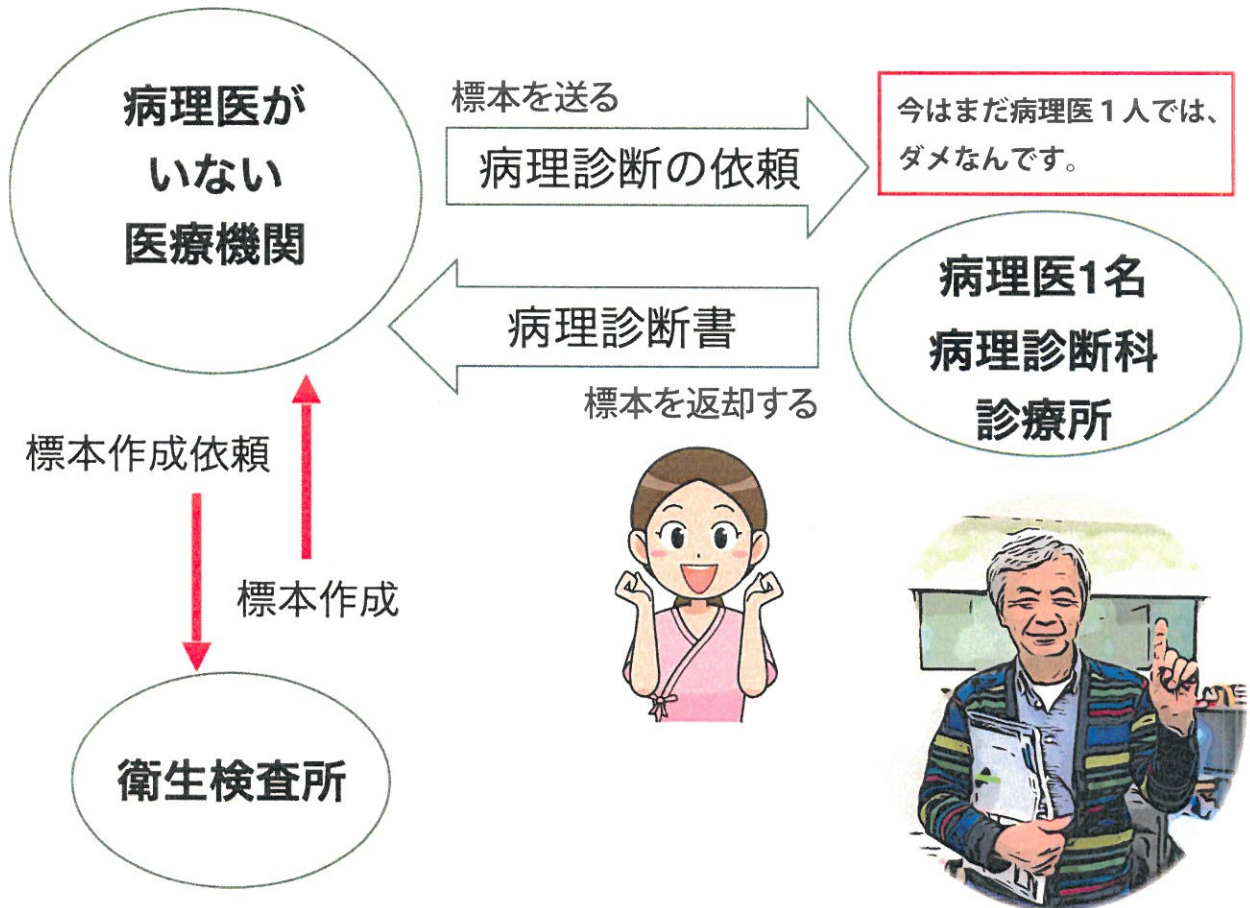
☺**病理診断科をノーマライズしよう!**

☺**そうだ!診療報酬の施設基準・算定基準の見直しをしてもらおうではないか!!**



～ 未来像 こうなってほしい !!! ～

病理医のいない医療機関と病理医1名の病理診断科診療所が医療機関間連携で病理診断を行うようになると主治医と患者さんと病理医とのコミュニケーションがスムーズになって、医療の質が高まります。



- 😊 医療機関どうしが連携して役割分担をすることで、それぞれが専門を分担し、**医療の質が高まります。**
- 😊 患者さんにとって、自分の病気の病理診断をする病理医が明白となり、**安心できます。**
- 😊 病理診断科診療所で病理診断ができるようになれば、患者は病理医から**直接説明**が受けられるようになるので、自分の病気の病理診断について、**より詳しく知る**ことができるので、治療方針について**納得**できます。
- 😊 **患者も、主治医も、病理医も、みなさん😊。**

病理医1名の診療所で病理診断が可能になると、 どうなるのでしょうか??

- 😊 「すべての病理診断が医療機関でできるように」という日本病理学会の掲げる目標に近づける!!
- 😊 患者さんが病理診断の中身についてもっと知りたいと思っても病理医は保険診療契約の外側。病理医による病理診断が保険適用になって初めて患者さんが病理医に説明を求めることができる関係が生まれます。
- 😊 専門家が専門家としての責任をもって患者さんに向かうことが重要ではありませんか??
- 😊 そうだそうだ!!病理医バンザイ!



病理医の孤高な闘い

～ 病理診断科をノーマライズしよう ～

2021年6月12日 発刊

本文：堤 寛（つつみ病理診断科クリニック院長）

アート：堤 久美（pathogenarts 出版クリエイター）

漫画制作：株式会社ジガー

漫画監修：堤 寛（医学博士・病理専門医・細胞診専門医）

漫画原案：堤佐代子（NPO 法人ぴあサポートわかば会理事長）

編集：堤佐代子

協力：馬原文彦（医学博士・馬原医院院長、馬原アカリ医学研究所理事長）

協力：茶谷 滋（莞 医療介護経営研究所 所長）

発行所：パトジェンアーツ出版

Office：つつみ病理診断科クリニック内

<https://pathos223clinic.com>

〒492-8342 愛知県稲沢市矢合町三吉跡 1551-1

電話：0587-96-7088 FAX：0587-96-7088

印刷・製本：(株) 三恵社

ISBN978-4-9911659-1-7 C0400 ¥330E（税込み）